

初めての申請に必要な書類(①～④の様式は保健所にあります)

提出書類	留意事項等
①指定医療費(指定難病)支給認定申請書兼特定疾患医療受給者証交付申請書	・個人番号(マイナンバー)の記入が必要です ・申請者のご家族など(患者本人又は保護者以外)の場合、委任状の提出が必要ですので、申請書裏面に必ずご記入下さい。
②臨床調査個人票	・難病指定医が作成したもの ・申請日から遡って3か月以内に指定医が記載したものが有効です
③世帯調書	患者本人および患者本人と同じ健康保険加入者の個人番号(マイナンバー)の記入が必要です
④同意書	
⑤住民票	世帯全員の住民票(申請日から遡って3か月以内に発行されたもの) ※患者本人および患者本人と同じ健康保険加入者の個人番号(マイナンバー)が記載されたものをご用意ください。
⑥保険証の写し	患者本人以外の方も提出が必要な場合があります。下記の(注)をご確認ください。
⑦市町村民税(非)課税証明書等の所得状況が確認できる書類 ※生活保護世帯の方は、必要ありません。 ※源泉徴収票・確定申告書では受付できません。	患者本人以外の方も提出が必要な場合があります。下記の(注)をご確認ください。 ①次のいずれかの書類を必ず提出(函館市の場合) ア 市・道民税所得(課税)証明書(原本) イ 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書(写) ウ 市・道民税の税額決定・納税通知書1・5・7ページ(写) 〔ア, イ, ウは申請の時期が4月～6月の場合は「前年度」、 7月～3月の場合は「当該年度」の書類〕 ②市民税非課税世帯の場合は患者本人の次の書類を併せて提出 ア 非課税収入申告書(年収80万円以下の方のみ) イ (アの添付資料)障害年金や特別児童扶養手当等の受給者は、 前年の支給額が確認できる書類(写)(例:年金額改定通知書等)
⑧マイナンバー確認のための書類	※申請時に「個人番号の確認」と「身元の確認」が必要となります。 必要書類は別紙「指定難病・特定疾患の医療費助成の申請手続きには『個人番号(マイナンバー)』が必要です」をご確認ください。
⑨その他(該当者のみ)	
・生活保護受給者であることを証明する書類	患者の氏名・住所等が記載されている生活保護受給証明書など (上記⑦の書類は提出不要です)
・介護保険被保険者証(写)	要介護, 要支援認定を受けている方
・世帯内で、他に受給者がいることを証明する書類	特定医療費(指定難病), 特定疾患医療または, 小児慢性特定疾病医療の受給者証の写し

(注) 保険証の写し, 市民税の課税状況確認書類について

～加入している健康保険の種別により, 提出していただく対象者が異なりますので, ご注意ください。～

患者本人の健康保険の種別	提出書類	
	⑥保険証の写し	⑦市民税課税証明書類
国民健康保険(退職国保を含む)	同じ国保の加入者全員 ※ 義務教育を修了していない者については省略可	同じ国保の加入者全員 ※ 義務教育を修了していない者については省略可
後期高齢者医療制度	同じ住民票上で後期高齢者加入している方全員	同じ住民票上で後期高齢者加入している方全員
被用者保険	患者本人が被保険者の場合	患者本人分のみ
	患者本人以外が被保険者の場合	被保険者及び患者本人
国民健康保険組合	同じ保険の加入者全員	同じ保険の加入者全員 (所得課税証明書を提出)

指定難病・特定疾患の医療費助成 の申請手続きには 『個人番号（マイナンバー）』が必要です



愛称：マイナちゃん

平成28年1月1日から、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されました。

これに伴い、指定難病、特定疾患及び小児慢性特定疾病の申請や届出にはマイナンバーの記載と窓口における本人確認が必要となりますので、必要書類をご持参の上、手続きを行ってください。（郵送での申請の場合は、必要書類のコピーを同封してください。）



1. 「個人番号の確認」と「身元の確認」を行います。

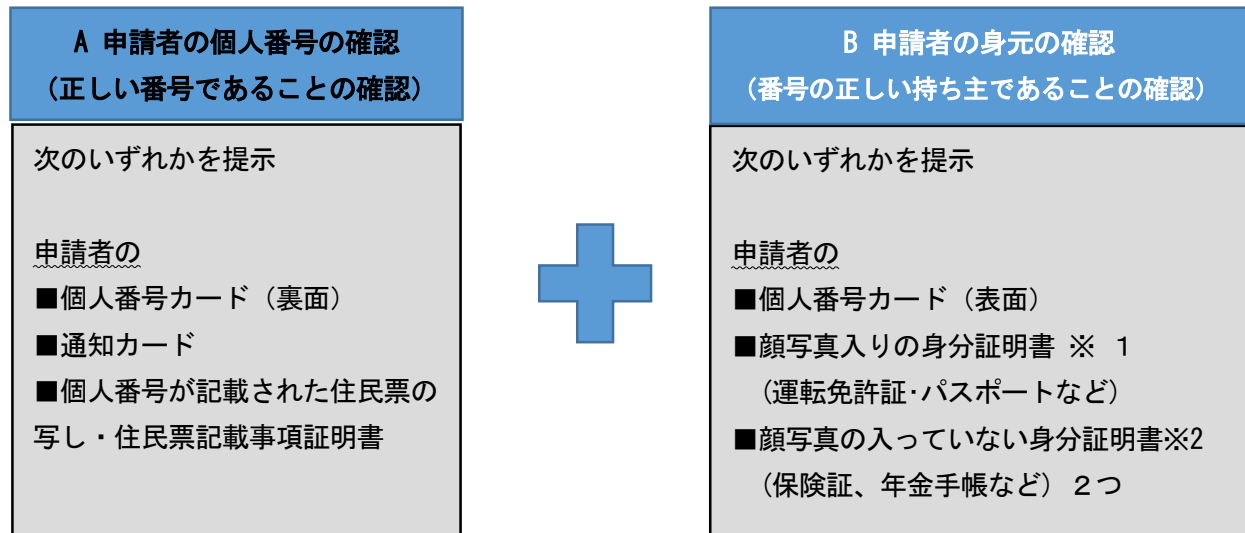
【必要書類】

①申請者が『患者または保護者』の場合

申請者の「個人番号の確認」と申請者の「身元の確認」のために、次の書類が必要です。

注) 患者が18歳未満の場合は保護者が申請者となります。

この場合、申請者に患者本人の個人番号を記載していただくことになります。患者の個人番号の確認は窓口では行いませんので、記載に当たっては間違いのないようご注意ください。



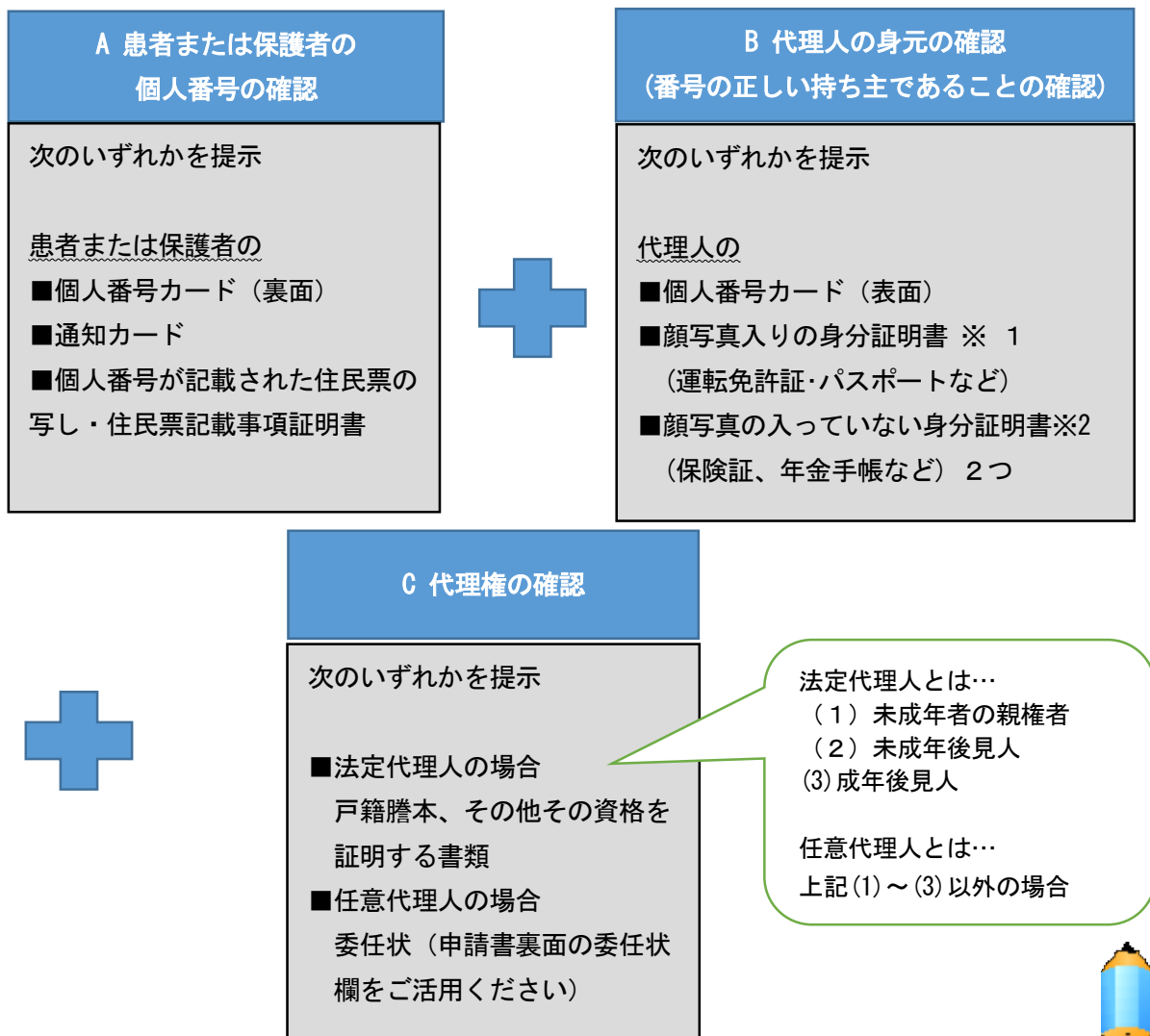
<p>※1 顔写真入りの身分証明書</p> <p style="text-align: center;">次のいずれか1つの提出が必要</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した顔写真付きの書類で、「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類</p>	<p>※2 顔写真の入っていない身分証明書</p> <p style="text-align: center;">次のうち、2つの提出が必要</p> <p>医療保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、その他官公署が発行した書類で、「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類</p>
--	--

②申請者が『患者または保護者』以外の場合=代理人

患者または保護者の「個人番号の確認」と申請者の「身元の確認」に加えて、代理人の「代理権の確認」のために、次の書類が必要です。

注) 窓口への提出代行のみの場合は、前ページの①の取扱いとなります。

例：申請者は患者本人で施設職員が窓口への提出のみを行う場合



2. 申請書や届出、世帯調書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

新規申請、変更申請、更新申請、変更届を提出する際には、患者、申請者及び支給認定基準世帯員（同じ医療保険に加入している世帯員全員）のマイナンバーの記入が必要です。

支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口において番号の確認を行いませんので、記載に当たっては間違えないようご注意ください。

3. 住民票等の添付書類は引き続き必要です。

平成28年1月の番号法施行に伴い、マイナンバーの記載をお願いしていますが、平成29年7月までの間は、道と市町村等との間で住民票や所得に関する情報のやりとり（情報連携）を行うための準備期間です。

情報連携の開始が予定されている平成29年7月までに行う申請や届出については、これまでとおり住民票や所得課税証明書等の添付が必要となりますので、ご理解をお願いします。